

# 交流都市等との市民・子ども交流事業補助金申請手続き

## 1. 補助金交付申請書を担当課へ提出

- ・白山市 かほく市 野々市市 津幡町 内灘町 富山市 高岡市 射水市  
南砺市 氷見市 砺波市 小矢部市 大野市 勝山市  
との交流活動の場合、「企画調整課」が担当課
- ・長野市 岡崎市 豊田市 高崎市 高山市 東京都板橋区 松本市 静岡市  
那覇市 高松市 東京都目黒区 東京都文京区 名古屋市中川区 富岡市  
上越市  
との交流活動の場合、「観光政策課」が担当課

補助金交付申請書等必要書類を担当課に提出してください。

必要な様式はホームページに掲載しております。

(提出書類)

①「補助金交付申請書」(「補助金申請額」は交付率に応じて積算してください)

※概要・要綱をよく読んだ上でご申請ください。



## 2. 交流事業の実施

交流事業を各団体で実施



## 3. 補助金事業実績報告書等の提出

申請団体→担当課へ提出

下記の補助金事業実績報告書等必要書類を、交流事業終了後速やかに提出してください。必要な様式はホームページに掲載しております。

(提出書類)

②「補助事業実績報告書」

③「請求書」

④補助金の振込先銀行通帳のコピー（表紙とその次のページ）

※「請求書」記載の銀行名（支店名等含む）及び口座番号・口座名義の確認のためのものです。

※申請者名と異なる名義の銀行口座への振込みを希望する場合は、別途、委任状が必要です。

⑤交流事業の内容がわかるもの（パンフレット、写真、新聞記事等）

⑥実施経費のわかるもの（事業にかかる経費の領収書の写し）



## 4. 補助金の交付決定通知及び確定通知書を送付

担当課→申請団体へ通知

補助事業実績報告書の提出から約2週間後に通知



## 5. 補助金の交付

請求書記載の指定口座へ補助金を交付